

# 親から子への貧困の連鎖を防ぐ ために―就学援助を考える

横山 純 一

近年、雇用構造の激変と厳しい経済状況を受け、親の貧困が子どもの貧困につながっていく「貧困の連鎖」が問題となっている。このような中、就学援助制度の受給者が急増し、北海道では児童生徒のうち四人に一人もしくは五人に一人が受給する自治体（市）も多いためてみることにする。

(1) 就学援助制度は、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し、自治体が必要な援助を行って義務教育の円滑な実施を図ることを目的としている。給食費、学用品費（小学校・中学校とも一年以外）、新入学児童（小学生）学用品費（小・中とも新一年）、医療費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、通学費、体育実技用具費（小は一・四年、中は一年）等が対象となる。また、独自の上乗せを行う自治体もあり、メガネ代やアルバム代の支給、修学旅行費の上乗せ支給等が一部の自治体で行われている。

(2) 就学援助を受給できる世帯は、要保護世帯（生活保護世帯）と準要保護世帯（生活保護を受けてはいないが経済的に困窮している世帯）だが、認定と給付等については、要保護は生活保護担当部署、準要保護は教育委員

会が取り扱う。要保護世帯には生活保護法に基づいて教育扶助が給付され、準要保護世帯には就学援助給付が行われる。また、要保護児童生徒に、教育扶助に含まれない修学旅行費と医療費が就学援助制度から支給される。

(3) 準要保護の認定基準は、多くの自治体では前年度の生活保護基準額の〇〇倍というように定められる（A町の例「前年の当該世帯の収入認定額が、生活保護基準の一般生活費第一類、期末一次扶助、教育扶助、住宅扶助の合計額に一・二を乗じて得た額以下の者」）。生活保護基準の一・二倍か一・三倍の自治体が多いが、中には一・〇五倍や一・五倍などもあり、ばらつきは大きい。収入認定額は収入捕捉が難しいこともあり、税法上の課税所得で行う自治体が多い。このため六月に住民税が確定してから保護者に一回目の支給を行う自治体が少なく、お金のかかる新学期最初に支給されないマイナス面は大きい。なお、B市では持ち家かどうか、自家用車保有かどうかも考慮に入れて認定している。B市の場合、持ち家や自家用車保有世帯の基準が一・〇五倍だが、一・〇五倍という基準の厳しさにも疑問符がつくし、そもそも生活保護と就学援助とは制度の趣旨が異なるのに、生活保護そのものの考え方が就学援助に入ることで自体が問題だと思われる。

(4) 二〇〇五年度から準要保護世帯への国庫補助金が廃止されて一般財源化がなされた。国庫補助金廃止額は全額交付税の基準財政需要額に参入されるとともに、従来の国庫補助金の算出基礎に応じた密度補正が行われる。しかし、このような一般財源化にもなっても一部の自治体では支給基準を厳しくする動きがみられた。先の生活保護基準の〇〇倍という認定基準を、例えば一・三倍から一・二倍にするなど厳しくした自治体が増大したのである（その一方で、基準を緩やかにした自治体もごく少数ながら見られた）。

(5) 就学援助制度では保護者への周知が重要で、周知が不徹底であれば受給できる世帯が受給できないことになりかねない。一般に教育委員会からの文書が学校に配付され、学校から児童生徒に配付される。その際、保護者に分かりやすい文書なのが鍵となる。また、申込みは多くの自治体で学校を通じて行うので、そのフォローも大切である。学校事務職員や教員が制度を熟知することや、親身になって保護者をサポートすることが求められる。少なくとも、同一自治体の学校であるにもかかわらず、保護者への周知に熱心な学校がある一方で、そうではない学校があるということでは問題なのである。

(6) 今、教育の機会均等、子どもの学習権保障の観点から就学援助充実が求められている。その問題意識にたち筆者は就学援助の調査研究をさらに進めていきたいと考えている。

八よこやま じゅんいち・北海道大学法学部教授